

若桜都市計画区域 都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）

目次

- 1．都市計画の目標
 - (1) 都市づくりの基本理念、基本目標及び都市像
 - (2) 若桜町の広域的位置づけ
 - (3) 都市づくりの基本方針
 - (4) 目標とする市街地像
(骨格形成図)
- 2．区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
 - (1) 区域区分の決定の有無
- 3．主要な都市計画決定の方針
 - (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
 - 1) 土地利用の基本方針
 - 2) 主要用途の配置の方針
 - 3) その他の土地利用方針
 - 4) 計画的な土地利用の実現に関する方針
 - (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
 - 1) 交通施設の都市計画の決定の方針
 - 2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針
 - (3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
 - (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針
- 4．災害・犯罪に強いまちづくりに関する方針
- 5．福祉・景観に関するまちづくりの方針
(都市計画マスタープラン図)

1. 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念、基本目標及び都市像

鳥取県では、概ね 20 年後を見通し、豊かな風土を活かすしっかりとした都市と地域の将来像（都市像）を構築して県民と行政が共通認識とするとともに、その実現に向けて多様な主体の参加と連携によって着実に都市・地域づくりを進める。ここでは、都市づくりの基本理念・目標の実現に向けた市町村共有の都市像を展開する。



都市が周辺地域と一体となって住民や企業のニーズを充足する都市圏の形成が進行してくる。本県においては、東部、中部、西部毎の3つの明確な都市圏構造を有しており、それぞれの中心都市を広域的な核として位置付け、全国高速道路網、地域高規格道路及び都市間道路の整備や情報ネットワークの整備により、都市計画区域を越えさらには県境を越えた広域的な視点で都市の機能強化を図る。

コンパクトな都市づくり

自然環境と棲み分け共生する

中長期的に人口が減少し、社会投資余力の限界が見える中で起こる激しい地域間競争を勝ち抜くため、自然環境や歴史・文化資源を活かした個性の創出や中心市街地を含む既成市街地のストックを活かした再生を図り、生活の諸機能がコンパクトに集合する暮らしやすいまちづくりを実現すると共に、鳥取県土地利用基本計画に基づき無秩序な市街地の外延化を防止する都市計画区域、区域区分などの的確な運用を図る。

個性ある都市づくり

文化を創り楽しむ、みんなでスポーツ、鳥取県で遊ぶ

一定の基盤充実が図られた都市型社会においては、少子高齢化等の社会的状況等を勘案し、各々の地域のもつ個性豊かな歴史・文化・伝統を尊重しながら特色のある都市づくりがもとめられてくる。そのため、各地域が主体となり公共施設等のバリアフリー化等多面的な要素を配慮すると共に、自然景観や地域の風土・文化・生活に根ざした街並み等の優れた景観を守り育てるため官民一体となって個性のある都市づくりを図る。

また、県外からも余暇時間を利用し、来訪してもらえよう、豊かな自然や歴史・文化を楽しむグリーンツーリズムや観光などの充実により、魅力ある都市づくりを図る。

にぎやかな中心市街地づくり

今、中心市街地が空洞化の傾向にあり、既存商店街の衰退、人口の高齢化と郊外への流出など様々な問題が複層的に絡み合っている。中心市街地の空洞化は、都市そのものの衰退につながる課題であり、都市全体の課題として取り組む。そのため、各都市圏域の中心都市において中心市街地活性化基本計画を基に中心市街地は従来の商業スタイルの改善とまちなかに誰もが住める街づくりを実現する等地域における新たな役割を担うことが必要であり、土地の高度利用や未利用地の利活用にあたっては、地域地区制度や市街地開発事業などの適用により優良なプロジェクトの誘導を図る。

循環型環境の都市づくり

環境にやさしい県

健全で恵み豊かな環境を保全しながら、人と自然との触れ合いが保たれた、ゆとりとうるおいのある美しい環境を創造する。そのため、環境基本計画をもとに環境への影響を軽減・解消する制度を積極的に導入し、自然・生態系の重要性と、安全性や利便性という生活者のニーズへの対応を適切に調和させながら、市街地形成や都市のインフラのあり方についても考え、持続可能で総合的な循環型都市づくりへと転換を図る。

災害・犯罪に強い都市づくり

平成12年の鳥取県西部地震を教訓に災害に強いまちづくりを行うため、災害時における避難地、避難経路等を踏まえた都市施設の整備及び防災拠点となる施設の配置を行うとともに、火災危険度が高い市街地に位置する避難地、避難経路周辺では、建築物の不燃化を図り、安全性を確保する。また、密集市街地については、防災性の向上のために総合的な整備を計画する。一方、増加傾向にある犯罪に対して都市施設整備における危険箇所や防犯上の死角を作らないなどの防犯機能の強化を図る。

住民を主役とした透明性のある都市づくり

県民みんなが主役の鳥取県をつくる

地方分権の下、各市町村の独自色を強めた「地域間競争」が、繰り広げられる時代を向かえる中、住民のまちづくりへの関心、参加意識の高まり及び社会投資力の減少から NPO 等各種団体や企業と行政の連携・協働作業によるまちづくりの推進が求められる。そこで、地域社会との合意形成を図りながら具体の都市計画を定めるためには、目指すべき都市像を明確にしこれらを実現するための都市計画の導入を図る。また、住民・市町村が主体となり都市づくりを進める体系を構築する。

(2)若桜町の広域的な位置づけ

高速道路インターチェンジ等の整備による県民の日常生活の利便性の向上や市町村合併等の時代要請を勘案し、広域圏としての都市づくりの概念を導入する。都市計画区域の連坦性や近接性を基本に、既定の地域区分や広域市町村圏、自然的・地形的条件や歴史的経緯等を勘案した上で、相互が連携、補完し合い一体的なまとまりのある圏域として、県都としての中枢機能を有する鳥取市を核とし、鳥取県の国際的・全国的な中枢としての役割を担う「東部広域都市圏域」を設定する。

この圏域における若桜町の発展方向と広域的な位置づけは、以下のとおりとする。

市町村名	発展方向	広域的な位置付け
鳥取市	圏域における都市的サービスを提供する中核都市としての役割を果たすとともに、教育・産業の高度化機能に特徴のある、圏域内の内外にわたる広域交流都市としての機能をもつ。	圏域内の内外にわたる広域交流都市
国府町	恵まれた自然・文化資源を活かした良好な定住拠点としての役割を果たすとともに農産物・林産物の供給基地としての機能をもつ。	自然・文化資源を活かした定住拠点
岩美町	自然公園や温泉等の観光資源を活かした保養・観光拠点としてまた定住拠点としての役割を果たすと共に農・水産物の供給基地としての機能をもつ。	水産資源供給と自然公園や温泉等を活かした保養・観光拠点と定住拠点
福部村	鳥取砂丘観光の拠点としてまた定住拠点としての役割を果たすとともに観光と連携を取った特産の農・水産物の供給基地としての機能をもつ。	鳥取砂丘観光の拠点と定住拠点 特産物の供給拠点
郡家町	自然環境の中で、農産物の供給基地、商工業地と住宅地が共存する良好な定住拠点としての機能をもつ。	商工業地と住宅地が共存する良好な定住拠点
船岡町	自然環境を活かした体験交流拠点としてまた定住拠点としての役割を果たすと共に特産の農・林産物の供給基地としての機能をもつ。	自然環境を活かした体験交流拠点と定住拠点
河原町	高速・幹線交通網とインターチェンジを活用した物流拠点としての役割を果たすとともに、良好な住宅地としてまた農産物の供給基地としての機能をもつ。	高速・幹線交通網とインターチェンジを活用した物流拠点と定住拠点
若桜町	氷ノ山を中心とした山岳レジャー拠点としてまた定住拠点としての役割を果たすと共に付加価値の高い農・林産物の供給基地としての機能をもつ。	氷ノ山を中心とした山岳レジャー拠点と定住拠点
智頭町	高速交通網の連絡拠点としてまた定住拠点としての役割を果たすとともに、自然公園等を活用した保健休養基地、付加価値の高い林産物の供給基地としての機能をもつ。	高速交通網の連絡拠点と定住拠点
気高町	温泉、海水浴場、ゴルフ場を活用した健康・保養型のレジャー拠点としてまた定住拠点としての役割を果たすと共に農・水産物の供給基地としての機能をもつ。	健康・保養型のレジャー拠点と定住拠点
鹿野町	自然・文化資源と温泉利用の各種健康・保養施設の集積する健康リゾート拠点としてまた定住拠点としての役割を果たすと共に農産物・林産物の供給基地としての機能をもつ。	各種健康・保養施設の集積する健康リゾート拠点と定住拠点
青谷町	海・山の自然資源と和紙などの産業・文化資源を活かした定住・交流拠点としての役割を果たすと共に農・林・水産物や和紙の供給機能をもつ。	水産資源供給と産業文化資源を活かした定住・交流拠点
八東町	観光果樹園と連携した山岳レクリエーション拠点としての役割を果たすと共に農産物の供給基地としての機能をもつ。	山岳レクリエーション拠点
用瀬町	千代川を中心としたレクリエーション拠点としての役割を果たすと共に流しびな等伝統的文化を活用した観光基地としての機能をもつ。	千代川を中心としたレクリエーション拠点
佐治村	野外レクリエーション基地としての役割を果たすと共に果実や和紙の供給拠点としての機能をもつ。	果実や和紙の供給拠点

(3)都市づくりの基本方針

都市づくりの基本理念、基本目標及び都市像を踏まえ広域的な位置付けを考慮して若桜の都市計画における都市づくりの基本方針を次のように定める。

都市計画における基本方針

県下でも人口減少率が高く中心市街地においてもその傾向は同様で、いかにまちの活力を取り戻し、維持していくかが都市計画を進めるうえで大きな課題である。こうした状況下で、若桜のまちづくりを進めるポイントとしては、氷ノ山を中心としたスキー場やキャンプ場、登山などの入込み客を交流人口として位置づけ、市街地とのつながりを創り、まちづくりの原動力とする基本的な部分を再構築する必要がある。

中心市街地は、城下町であると同時に宿場町として栄えてきたことから多くの歴史的資産を有している。今後、町の活性化の基本方向として、この特徴を活かした施設やサービスの提供を行ない、入込み客の増大により活力の創出を目指す。その具体的な目標として、次の内容を柱に、計画性のあるまちづくりを進めていく。

- 豊かな自然に囲まれ、歴史的資産を活かした特徴のあるまちづくりを行うことで、交流人口の増大につなげるまちづくり
- 施設移転跡地等を積極的に利用整備し、新たに核となる市街地を形成することにより活性化を図るまちづくり
- まちのシンボルである桜の木を活かし、人々がつながるまちづくり

(4)目標とする市街地像

本都市計画区域における目標とする市街地像は、市町村共有の都市像を踏まえたものとし、目標とする市街地像における「都市軸」、「都市拠点」、及び「都市機能の配置」については以下のように定めることとし、都市像の実現に向かった具体的な方針については次の方針において定める。

- 2．区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
- 3．主要な都市計画の決定の方針
- 4．災害・犯罪に強いまちづくりに関する方針
- 5．福祉・景観に関するまちづくりの方針

1)将来都市構造

都市の発展軸の形成

- ・鳥取市や関西圏との連携を支える交通軸として国道 29 号を位置づけ、拡幅改良や歩道の整備等を促進しながら周辺地域との連絡強化を図る。

- ・中心地区と周辺集落とを連絡する地域交流軸として国道482号、県道若桜停車場線及び県道若桜温泉線が位置づけられ、これらの機能強化及び維持を図り各拠点及び周辺集落との連絡強化を図る。

新拠点市街地・交流拠点の形成

- ・若桜駅から国道周辺を含む区域（若桜駅北地区）は、将来にむけての町の新拠点市街地と位置づけ、集客施設の建設や国道沿道の景観整備などを進め、交流による新しい活力とにぎわいの拠点として位置付ける。
- ・県道若桜停車場線沿いの市街地（カリヤ地区）は、蔵通り、カリヤ通りなどの歴史的資源の集積を活かした交流拠点として、景観拠点整備や安全に歩ける空間整備など快適な空間づくりを進め、交流による活力とにぎわいの拠点として位置付ける。
- ・市街地南東部の中学校跡地を中心とした旧中学校周辺地区は、区域内外の利用を受け入れる新たな交流拠点として生涯学習施設、健康増進施設等の整備を進める。

良好な都市機能の形成

<市街地>

- ・市街地内の居住地区は、居住兼交流地区と位置づけ、住民にとっては生活拠点として、また、来町者にとっては交流拠点となるよう安全性と快適性を備えた良好な住環境の整備を進める。

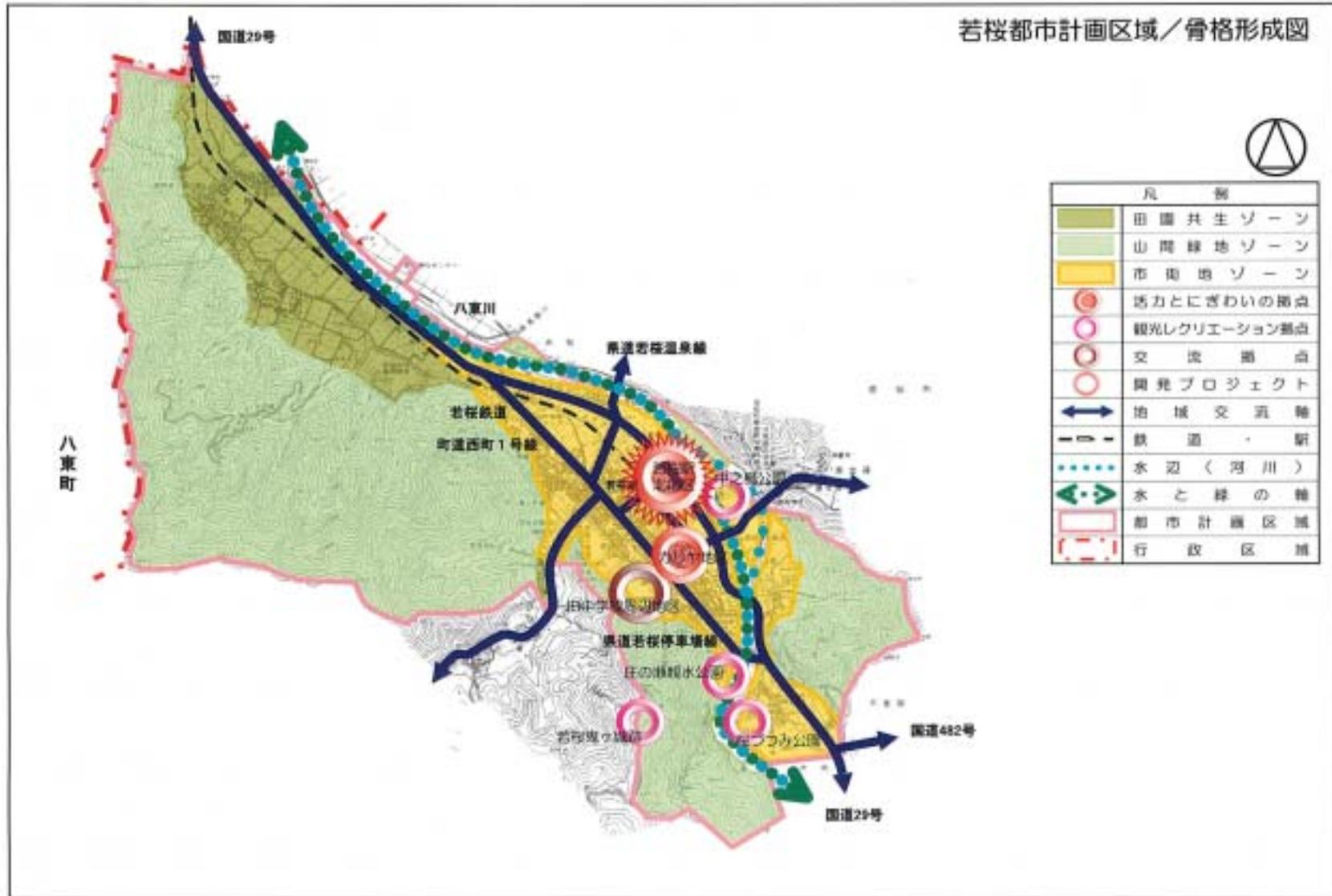
<市街地周辺地区>

- ・高野地区は、田園景観との調和を図りながら、道路、公園等の生活環境施設の確保などを計画的に進める。
- ・市街地及び集落地を取り囲む農地、森林は、原則として現状の土地利用を維持し、魅力ある緑の空間の保全に努める。

水と緑の軸

- ・中之島公園、桜つつみ公園、庄ノ瀬親水公園及びレクリエーション利用が可能な県指定史跡若桜鬼ヶ城跡を史跡による規制の範囲内でレクリエーションゾーンとして位置づけ、良好な緑を活かした交流の場として個性的な整備を進める。
- ・自然と人が共生するまちづくりを推進するために、八東川等の河川をまちと緑をつなぐ水と緑の軸に位置づけ、親水空間の整備や修景整備を進め水と緑のネットワークの形成を図る。

骨格形成図



2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無

[検討事項]

都市計画区域の地形その他の地理的条件について

周辺を山地に挟まれ南北に走る国道沿いに市街地が配置されている。他の都市計画区域と隣接はなく独自の区域を形成している。

人口の増減及び分布の変化並びに今後の見通しについて

将来人口は、減少していくと予想される。

工業、商業その他の産業の業況及び今後の土地需要の見通しについて

産業の業況については、急激な変化は予想されない。

土地利用の現状、密集市街地、災害のおそれのある区域、農地が介在し公共施設整備とともに計画的な市街化を図るべき区域その他の土地利用転換又は土地利用密度の変更を図るべき土地の区域の有無及び分布について

該当する土地の区域はない。

都市基盤施設の整備の現状及び今後の見通しについて

現況の市街地区域を基本として整備が進められている。

産業振興等に係る計画の策定又は大規模プロジェクト等の実施の有無について

該当する計画の策定又は大規模プロジェクト等の実施予定はない。

都市的土地利用の拡散について

概ね、農用地や保安林等により規制されている。

緑地等の自然環境の整備又は保全について

概ね、農用地や保安林等により規制されている。

区域区分の有無とその判断の根拠について

区域区分の有無の判断基準に基づき、非区域区分都市とする。

区域区分の有無の判断基準

[線引き都市計画区域]

(1) 線引きを継続する

線引き都市計画区域では、無秩序な市街化の防止や計画的な市街地形成、都市近郊の優良な農地との調和が図られてきていることから、原則として線引きを継続することとする。

(2) 線引きを廃止する

線引きを廃止した場合には再度線引きを適用することは事実上困難であることから、次の要件を全て満たす場合に限り、線引きを廃止できるものとする。

都市計画区域を構成する市町村が一致して申し出る。

次の要件の全てに該当し、線引きの必要性がないと判断される。

ア) 市街地拡大の可能性がない。

イ) 良好な環境を有する市街地形成に支障がない。

線引きに代わる適切な土地利用規制がある。

[未線引き都市計画区域]

(1) 線引きを適用する

未線引き都市計画区域でも、無秩序な市街化の防止や計画的な市街地形成が必要となることが考えられることから、次の要件を全て満たす場合に線引き適用する。

中核的な役割を担う人口 10 万人以上の都市が含まれる。もしくは、それ以外の都市において都市計画区域を構成する市町村が一致して申し出る。

次の要件のいずれかに該当し、線引きの必要性があると判断される。

ア) 市街地拡大の可能性がある。

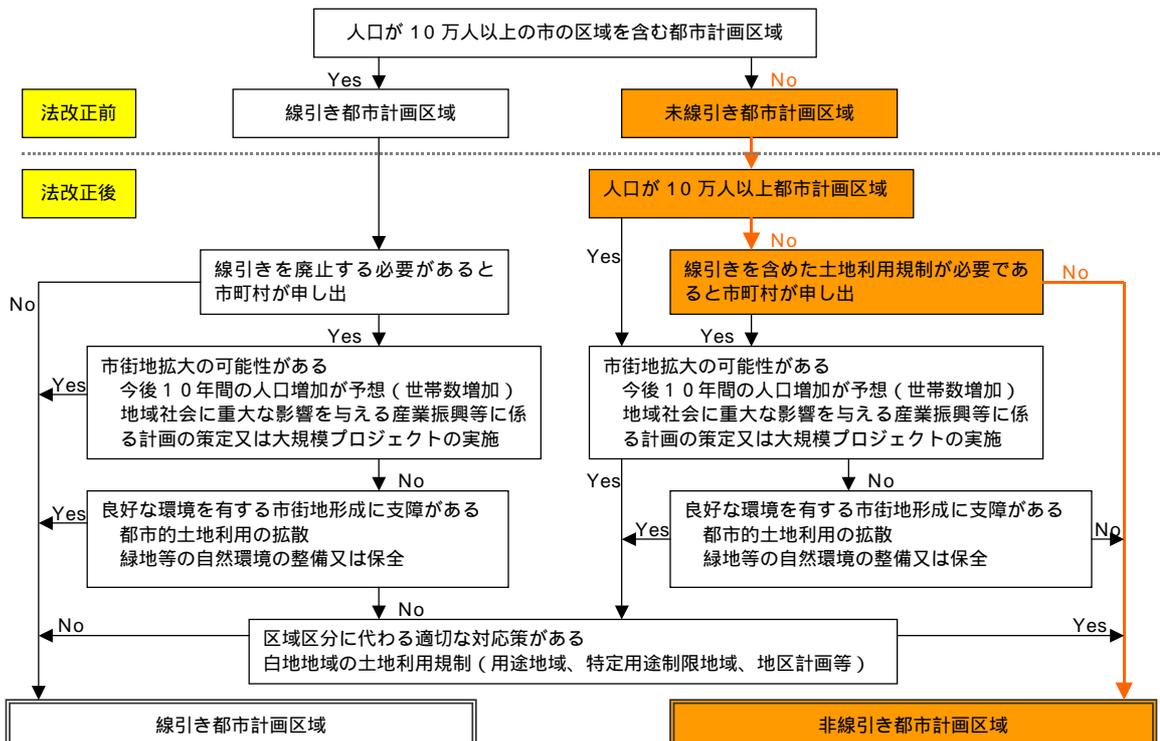
イ) 良好な環境を有する市街地形成に支障がある。

線引きに代わる適切な土地利用規制がない。

(2) 線引きを適用しない

(1)で示される ~ の要件のいずれかに該当しない場合は、原則として線引きを適用しないこととする。

区域区分の判断基準フロー図



3. 主要な都市計画の決定の方針

(1)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1)土地利用の基本方針

市街地の規模は、将来にわたっても増減は生じないものとし、都市的土地利用と農業的土地利用の明確化を図る。

市街地の区域内は、今までに蓄積されてきた豊かな歴史文化を活用しつつ、環境改善や効率的な土地利用を促進するための基盤整備などを進めるとともに、施設移転跡地や未利用となった宅地の活用により個性的な市街地空間の育成を図る。

市街地外の区域は、農地及び森林の保全を図るとともに、農業を中心とする集落地については、ある程度の都市化を許容し、地域の特性に応じた地区環境の育成を図る。

2)主要用途の配置の方針

商業地

商業地は駅前通りや本通り周辺にかけて店舗が分布する地区を活性化の中心地区と位置づけ交流人口に対応する整備を推進するとともに、国道沿いには商業サービス機能や情報案内サービス機能等の整備を新たに進め、相互のネットワークにより商業の活性化を図る。

住宅地

住宅地は、駅前通りや本通りを中心とする商業地の周辺に形成されている既存の住宅地を位置づける。一方、町営住宅の整備においては若年夫婦世帯むけの低家賃住宅や、分譲住宅地の開発を進め、町内外からの人口の定住施策を推進する。

3)その他の土地利用の方針

既成市街地及びその周辺地区において、公共施設の移転跡地や機能廃止跡地等が分布しており、町民ニーズや交流人口の利用を目的とした交流拠点として魅力ある中核的な役割を果たす施設やその環境の整備を進める。

4)計画的な土地利用の実現に関する方針

地区計画制度の活用

交流拠点地区や新拠点市街地の整備に際しては、きめ細かな土地利用規制や周辺環境に配慮した景観形成が必要であることから、必要に応じ地区計画制度の導入を検討する。

地域の街並み、歴史・文化的な建物及び恵まれた自然要素などの景観資源を尊重したまちづくり（地域の顔づくり）を図るため地区計画等の導入を検討する。

特定用途制限地域制度活用

交流拠点地区や新拠点市街地の整備に際しては、きめ細かな土地利用規制が必要であることから、必要に応じ特定用途制限地域制度の導入を検討する。

(2)都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1)交通施設の都市計画の決定の方針

ア．基本方針

町外よりの来町者の幹線道路となる国道482号、国道29号、県道若桜停車場線、県道若桜温泉線及び町道西町1号線を幹線道路として位置付け、歩行者や自転車に配慮した交通環境の整備を促進するとともに、高齢者や障害者の移動に支障のないバリアフリーな交通環境の整備及び災害時の避難路としての役割を考慮した整備を促進する。

イ．整備水準

概ね、20年以内を目途に整備の実現を図る道路として、中心市街地と周辺集落を連絡する国道29号、県道若桜停車場線、県道若桜温泉線及び町道西町1号線等の幹線道路の機能を維持及び強化を図る。

ウ．主要な施設の配置方針

<幹線道路>

国道29号は、広域的な役割と地域交流的な役割を持つ幹線道路として位置付けられ、沿道の市街地において、安全で快適に歩ける道路となるよう機能強化を促進する。

中心市街地と周辺集落を連絡する県道若桜停車場線、県道若桜温泉線、町道西町1号線は地域の交流を図る幹線道路として位置づけ、円滑な交通の確保を図ることを促進する。

2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

ア．基本方針

下水道

公共水域の水質の保全を図るため地域の実情に応じた効率的・経済的な生活排水処理施設整備（公共下水道・農業集落排水施設・浄化槽等）の推進と、これら施設の適切な維持管理に努める。その中で、公共下水道（若桜、つくよね）のほか、各集落の実状に併せた農業集落排水事業及び浄化槽設置事業による下水道整備を促進する。

河川

河川及び市街地内の水路は、生態系に配慮し交流を促進する場となるよう親水空間の整備や修景整備を促進する。

イ．整備水準の目標

概ね、20年後の実現を目指す整備水準は、次のとおりとする。

下水道

平成12年時点の人口普及率（生活排水処理施設）は72%であるが、概ね20年後の目標値としては、100%とする。

河川

河川は、八東川における親水空間の整備や修景整備を促進する。

ウ．主要な施設の配置方針

下水道

公共下水道については、基本方針に基づき污水管渠等の施設を計画的に配置する。

河川

河川改修に併せた親水空間の配置と併せてまちの木である桜の植樹などによる修景整備を促進する。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

ア．主要な市街地開発事業の決定の方針

若桜町の新拠点市街地としてふさわしい地区を創出し、地域住民と来町者との交流の活発化を図るため、土地区画整理事業等の実施を検討する。

イ．主要な市街地開発事業の整備目標

若桜駅北の新拠点市街地地区を対象として、土地区画整理事業等の面整備事業の実施を農林業との調整を図りながら検討する。

(4)自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

ア．基本方針

本区域は、斜面緑地と八東川等の豊かな自然に囲まれた中に市街地が形成されており、これらの豊かな自然の保全・活用を図るとともに地域の恵まれた緑へのアクセス性の向上や、散策道等の設置により、これらを緑地として有効に活用する。

また、本区域の特徴を活かして、以下、2つのテーマの実現による緑豊かなまちづくりを推進する

○桜をシンボルとするまちづくり

近隣公園及びその周辺を桜の拠点と位置づけ、八東川沿いに町民や来町者の参加により、まちの木である桜の植栽を推進し特徴的な景観形成を図る。

○市街地に分布する水路を活かすまちづくり

市街地内に分布する水路を活用し、身近に水を感じられる特徴的な市街地環境の形成を図る。

イ．都市公園等の施設として整備すべき緑地の確保目標

年 次	平成 12 年	平成 32 年
都市計画区域内人口 1 人当たりの目標	9 m ² /人	20 m ² /人

ウ．主要な緑地の配置計画の概要

既に中之島公園（近隣公園）2.3ha が整備済みであり、隣接する森林組合跡地を含む河川公園の再整備により、若桜郷土文化の里と一体的なゾーンの形成を促進する。また、市街地の背後には、市街地を一望できる県指定史跡若桜鬼ヶ城跡があり、風致公園として眺望景観を活かした整備を検討する。

市街地内には誘致距離等考慮して、街区公園 3ヶ所の整備を検討する。

八東川や主要街路を水と緑のネットワーク軸として位置づけ、緑の核を結びまちの回遊性を高める快適な歩行者空間として連続する緑を育成する。

エ．実現のための都市計画の方針

<公園・緑地等の配置方針及び整備目標>

公園種別	配 置 方 針
街区公園	市街地を対象に 3 箇所 計 0.3ha
近隣公園	1 箇所 2.3ha
風致公園	1 箇所 2.0ha
計	4.6ha

4. 災害・犯罪に強いまちづくりに関する方針

風水害や震災などの自然災害の未然防止と被災の軽減の見地にたつて、山地災害危険地区・土砂災害危険箇所における治山事業及び砂防事業の推進を図るとともに、災害時の避難地、避難経路等を踏まえた都市施設整備及び防災拠点となる施設配置や火災危険度が高い市街地の建築物不燃化、密集市街地の防災性向上など総合的な整備を計画する。

一方、増加傾向にある犯罪に対して、地域のコミュニティ形成を図るとともに都市施設整備において危険箇所や防犯上の死角を作らないなどの防犯機能の強化を図る。

地域防災計画を見直し、自然災害に的確に対応するための危機管理組織の整備を推進する。

5. 福祉・景観に関するまちづくりの方針

高齢者等が自由に行動できるようバリアフリー化されたまちづくりを目指して、公共的建築物、公共施設等のバリアフリー化を進め、人に優しい都市環境の整備を図る。併せて遠隔医療サービス等が可能となるように光ファイバー網の整備や高度医療機関・緊急医療・福祉サービスの享受を支援するため、高規格幹線道路等の整備を推進する。

四季の彩り豊かな自然景観や地域の風土、文化、生活に根ざした街並みなど共有の財産である優れた景観を守り、育てさらに創り次代に引き継ぐために行政、住民、事業者がそれぞれの責務を担いながら取り組んでいく。

高齢者や障害者の社会参加を促進するために公共公益施設や道路、公園等のバリアフリー化を推進する。

本区域が保有する豊かな自然資源、歴史資源を活かし、来町者と地域住民の“ふれあい”が可能な空間の創出や町の活性化にも寄与できる景観形成を図るものとし、「若桜町公園化・景観形成計画」(平成8年3月策定)の考え方を基本に『自然の息吹くまち“心のふるさと”若桜』をテーマとした都市景観の育成を図る。

都市計画マスタープラン図

